

# 令和5年度

第1回 川口市産業労働行政審議会

## 資料

日時 令和5年7月4日（火） 午後2時30分

場所 川口駅前市民ホール（フレンジィア）

# 川口市産業労働行政審議会

## 次 第

### 1 開 会

### 2 委嘱書の交付

### 3 挨拶

### 4 会長・副会長の互選

### 5 議 題

(1) 川口市地域貢献事業者選考部会の設置について

### 6 報告事項

(1) 川口市産業振興指針後期実施計画の進捗状況について

(2) 「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭<sup>にーまるにーさん</sup>2023」の開催について

(3) SKIPシティの利活用について

(4) 若年者対象支援について

(5) キャッシュレス決済によるポイント還元事業について

(6) 「川口市市産品フェア<sup>にーまるにーさん</sup>2023」の開催について

### 7 その他

### 8 閉 会

## 議題（１） 川口市地域貢献事業者選考部会の設置について

### ○事業の内容について

#### 1 目 的

- (1) 地域貢献活動を実施している中小企業を、「まちづくり」に貢献する事業者として公的に認定し、地域、市民、顧客、取引先及び金融機関等からの信用力を向上させることで、事業経営の向上につなげる。
- (2) 中小企業、市民及び行政が協働のまちづくりを行っていくことで、様々な社会的課題の解決と産業及び地域社会の発展に寄与する。

#### 2 認定の対象となる事業者

社会的課題の解決に向けた取り組みを実施している事業者かつ地域貢献活動が事業経営の向上につながることを認識している事業者。

- (1) 中小企業者（個人事業主も含む）、農業者
- (2) 中小企業等協同組合法に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法に規定する農業協同組合
- (4) 商店街（任意商店街も含む）
- (5) その他市長が認めた者

#### 3 認定期間 3年（更新3年）

#### 4 支援策等

- (1) 認定、表彰及び認定事業者PR支援
- (2) 認定事業者の特典
  - ア 地域貢献事業者資金融資制度
  - イ 商店街、製造業が実施する地域コミュニティ活動に対する補助制度
  - ウ 展示会等出展事業助成金〔公益財団法人川口産業振興公社〕  
(限度額 30 万円→40 万円)
  - エ 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定（選択評価項目 1点）
  - オ 地域貢献推進補助金（補助対象経費の2/3、限度額 30 万円）

## ○選考部会の設置について

### 1 審議事項について

川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱第6条の規定による。

(審査及び認定等)

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会に諮問するものとする。

### 2 部会の設置について

川口市産業労働行政審議会条例第8条の規定による。

(部会)

第8条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長をおき、会長が指名する委員をもって充てる。

## ○今後のスケジュールについて

- ・ 6月下旬から7月中旬 応募事業者へのヒアリング
- ・ 8月下旬 地域貢献事業者選考部会
- ・ 9月下旬 第2回産業労働行政審議会
- ・ 11月中旬 認定式(予定)

# 川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定をすることにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

## (認定対象者)

第2条 認定を受けることができる者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者(以下「事業者等」という。)とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)並びに農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第2条第1項に規定する農業者
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合及び農業協同組合法第3条に規定する農業協同組合のほか市長が適当と認めた団体
- (3) その他市長が認めた者

## (申請要件)

第3条 認定の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業者等でない限りならない。

- (1) 別表に該当する事業者等でないこと。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、申請時において3年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 市税及び労働保険料を滞納していないこと。

## (募集方法)

第4条 申請の受付は年1回とし、申請時期等は市長が定める。

## (申請方法)

第5条 事業者等が認定の申請を受けようとするときは、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第2号の取り組みチェックリスト
- (3) 様式第3号の目標設定シート
- (4) 様式第4号の宣言書
- (5) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (6) 許認可等を要する業においては、当該許認可を受けていることを証する書類の写し
- (7) 法人にあつては、労働保険、個人にあつては国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- (8) 過去2年間の決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し、個人にあつては、確定申告書(控え)の写し(税務署受付印のあるもの)又は国税電子申告納税システム(e-Tax)により申告している場合は、受信通知及び申告データ出力分の写し
- (9) 様式第5号の納税確認のための同意書
- (10) 事業内容に関する資料(パンフレット等)
- (11) その他市長が必要と認める書類

## (審査及び認定等)

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

- 2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、地域貢献事業者の認定を行う。
- 4 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該地域貢献事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定プレートを交付し、認定しなかったときはその旨を通知するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6号の認定事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）第5条第1号の申請書に記載されている事項に変更があったとき。
- （2）目標設定シートの変更が必要な事由が発生したとき。
- （3）その他申請書類等に変更が生じたとき。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- （1）第2条に規定する認定対象者及び第3条に規定する申請要件を欠くに至ったとき。
- （2）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （3）第13条第2項に規定する事業の進捗状況の報告がなされないとき。
- （4）その他取消すべき重大な事由が生じたと認められるとき。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者は、認定継続の意思が無くなったときは、様式第7号の届出書により、市長にその旨を届け出なければならない。

（認定の期間）

第10条 第6条第3項の規定による認定の期間は、当該認定をした日から3年間とする。

- 2 市長は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条の規定による認定の辞退があったときを除き、次条の規定により認定の更新をすることができる。

（認定の更新）

第11条 認定事業者が認定の更新を受けようとするときは、認定期限の到来する月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）様式第1号の申請書
  - （2）様式第3号の目標設定シート
  - （3）法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては個人事業の開廃業等届出済証明書
  - （4）許可、認可又は免許を要する業にあつては当該書類の写し
  - （5）その他市長が必要と認める書類
- 2 更新の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から3年間とする。

（公表等）

第12条 市は、認定事業者及び取組み内容等を公表するものとする。

- 2 市は、認定事業者が実施する事業活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、地域貢献活動の促進を図るための情報提供など、必要な支援を行うものとする。

(認定事業者の役割)

第13条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を行うとともに、市及び市民との連携及び協力の促進に努めるものとする。

- (1) 第6条第4項に規定する認定プレートを事務所内又は事業所の入口等に掲げること。
- (2) 認定を受けた日から1年ごとに、事業の進捗状況について市長へ報告すること。
- (3) 認定事業者は互いに連携及び協力し、地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するとともに、市が実施する事業に対し、協力するよう努めること。

(認定事業者の表彰)

第14条 市は、認定事業者が前条第1号及び第2号の規定による役割を行っている認められる場合は、1回に限り表彰を行うものとする。

2 表彰は、被表彰者に対し報奨金10万円を贈呈してこれを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 報告事項（１）川口市産業振興指針後期実施計画の進捗状況について

## 1 概要

川口市産業振興指針実施計画は、川口市産業振興指針で示した、9つの基本方針、22の重点プロジェクトに基づき、具体的な実施事業を明らかにしたものである。この実施計画の計画期間は「2018年度～2025年度」までの8年間とし、前半の4年を前期、後半の4年を後期としている。昨年度、事業者アンケートや現市政の方向性を基に、後期4年間の実施事業について新たに策定し、年次ごとに評価を行うこととしている。

## 2 重点プロジェクトの実施状況

### （１）2023年度以降の実施方針

実施事業について、評価・検証を行ったところ、次年度以降の方針については、次のとおりである。

#### ○実施事業数

方針	後期計画策定当初	2023年度以降
新規	3件	2件
拡充	5件	5件
現状維持（継続）	66件	62件
休止	—	—
縮小	—	2件
廃止済	—	5件
計	<b>74件</b>	<b>76件</b>

### （２）新規事業

2023年度より以下2件の新規事業を開始することとする。

	事業名	事業内容
1	中小企業従業員等奨学金返還支援補助金	市内に居住し、市内中小企業等に就労する若年者の奨学金の返還を支援し、若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労を促進する。そして市内中小企業等の雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図る。
2	若年者定住就労促進家賃補助金	市内の賃貸住宅に居住し、市内中小企業等に就労する若年者に対して家賃補助金を支給し、市内定住及び市内中小企業等への就労を促進する。そして市内中小企業等の雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図る。



### (3) 廃止済事業

	事業名	廃止の理由
1	特許講座	「I N P I T 埼玉県知財総合支援窓口（特許庁所管）」にて随時相談を受け付けており、各事業者の個別の課題に応じた支援が可能であるため。
2	企業CM コンテスト	市内企業の人材確保を目的とし、より効果が見込まれるSNSでの映像発信とし、川口商工会議所と協力して、簡易版求人HPを立ち上げることにしたため。
3	テレワーク導入 支援補助	女性の雇用機会拡大を目的として実施していたが、今後は女性求職者向けの面接会やセミナーなどの事業展開を行うため。
4	国際園芸博覧会 出展事業	2022年アルメーレ国際園芸博覧会（フロリアード2022）において、安行植木のPR及び本市緑化産業の振興に寄与。当該博覧会が閉会し、当初の目的を達成したため。
5	地域経済応援 ポイント事業	本事業は国が主導する事業であり、令和3年度に国の自治体ポイント事業の終了に伴い、川口市においてもポイント券の発券が終了し、令和4年度をもってポイント券の換金期限を迎えたことから、当該事業の全てが終了したため。

### 3 進捗管理における評価基準の指標の達成状況について

#### (1) 基本方針における評価基準（数値目標）の達成状況【資料1】

9つの基本方針における評価基準の指標（総合計画の指標と同様）を設定することで、実施事業が市内経済に与える影響について把握し、各施策の評価・検証に繋げるもの。

2022年度は、13の指標のうち、3つの項目で目標を達成している。

#### (2) 各重点プロジェクトにおける評価基準（数値目標）の達成状況【資料2】

22の重点プロジェクトにそれぞれ評価基準となる指標を設定することで、実施事業が市内経済に与える影響について把握し、各プロジェクトの評価・検証に繋げるもの。

2025年度の達成目標に対し、現在23の指標のうち、8つの項目で目標値を達成している。

基本方針における評価基準(数値目標)

【資料1】

No.	指 標	総合計画策定時の基準値		2022年度実績	2025年度 目標値	備考	担当課
		現状値(後期実施計画策定時の数値)					
1	第5次川口市総合計画における「地域経済基盤づくり」の施策の推進が図られていると感じる人の割合【市民意識調査】	23.8% (2015年度)	29.8%	29.8%	現状値を上回る	毎年度実施	産業労働政策課
		30.3% (2020年度)					
2	技能検定等受検手数料助成金交付件数【川口市】	(後期実施計画より掲載)	66件 (2022年度)	66件 (2022年度)	100件	毎年度集計	経営支援課
		42件 (2019年度)					
3	市内総生産額 【埼玉県市町村民経済計算】	1,337,663百万円 (2012年度)	1,407,724百万円 (2020年度)	1,407,724百万円 (2020年度)	県内市町村における 伸び率を上回る	毎年度実施 翌々年度の3月に公表	産業振興課
		1,446,635百万円 (2017年度)					
4	「活力ある工業等の振興」の施策の推進が図られていると感じる人の割合【市民意識調査】	31.4% (2015年度)	36.0%	36.0%	現状値を上回る	毎年度実施	産業労働政策課
		40.5% (2020年度)					
5	従業者数(製造業) 【工業統計調査 ・経済センサス活動調査】	22,242人 (2013年度)	20,543人 (2021年度)	20,543人 (2021年度)	全国における 伸び率を上回る	毎年実施(経済センサス 活動調査実施年は除く)	産業振興課
		22,866人 (2018年度)					
6	製造品出荷額 【工業統計調査 ・経済センサス活動調査】	439,338百万円 (2013年度)	465,739百万円 (2021年度)	465,739百万円 (2021年度)	全国における 伸び率を上回る	同上	産業振興課
		495,006百万円 (2018年度)					
7	第5次川口市総合計画における「活力ある商業の振興」の施策の推進が図られていると感じる人の割合【市民意識調査】	59.1% (2015年度)	61.8%	61.8%	現状値を上回る	毎年度実施	産業労働政策課
		63.9% (2020年度)					
8	従業者数(卸売業、小売業) 【経済センサス活動調査】	26,913人 (2014年度)	29,511人 (2021年度)	29,511人 (2021年度)	全国における 伸び率を上回る	商業統計調査は廃止、経済 構造実態調査へ統合。ただ し、市町村ベースのデータが ないため、経済センサス活動 調査を参考。	産業振興課
		30,842人 (2016年度)					
9	年間商品販売額 【経済センサス活動調査】	1,051,832百万円 (2014年度)	1,015,680百万円 (2021年度)	1,015,680百万円 (2021年度)	全国における 伸び率を上回る	同上	産業振興課
		1,122,968百万円 (2016年度)					
10	第5次川口市総合計画における「魅力ある農業の振興」の施策の推進が図られていると感じる人の割合【市民意識調査】	(後期実施計画より掲載)	47.2%	47.2%	現状値を上回る	毎年度実施	産業労働政策課
		49.9% (2020年度)					
11	市内総生産額(農業) 【埼玉県市町村民経済計算】	(後期実施計画より掲載)	782百万円 (2020年度)	782百万円 (2020年度)	県内市町村における 伸び率を上回る	毎年度実施 翌々年度の3月に公表	農政課
		1,516百万円 (2017年度)					
12	市民農園区画数 【川口市】	(後期実施計画より掲載)	820区画 (R4.3.31)	820区画 (R4.3.31)	951区画	毎年度集計	農政課
		741区画 (2019年度)					
13	第5次川口市総合計画における「地域資源の活用」の施策の推進が図られていると感じる人の割合【市民意識調査】	30.9% (2015年度)	35.3%	35.3%	現状値を上回る	毎年度実施	産業労働政策課
		35% (2020年度)					

## 各重点プロジェクトにおける評価基準(数値目標)

【資料2】

No.	重点プロジェクト	指 標	現状(2021年度)の数値	2022年度実績	2025年度 目標値	担当課
1	市産品の活用促進	市産品公共工事 活用促進制度における アンケート集計結果 (市産品の使用率)	66.8%	65.8% (2021年度集 計)	70.0%	産業振興課
2	市産品フェア等による 市内産業の魅力発信	市産品フェア展示会 出展企業商談率	81.0%	77.0%	90.0%	産業振興課
3	幅広い業種の 企業誘致の推進	企業立地補助金 (固定・貸工場)の 新規申請者数	4件	5件	3件/年を維持	産業労働政策課
4	産業支援機関と連携した 経営支援の強化	よろず支援拠点利用事業者数 (延べ事業者数)	214名	152名	前年を上回る人数	経営支援課
5	事業承継に対する支援	チーム・かわびズによる 事業承継支援件数	13件	9件	前年を上回る件数	経営支援課
6	テーマ型 ネットワーク形成の促進	市内事業者交流会で 検討し、実現した事業数	2件 (累計)	0件	10件 (累計)	産業労働政策課
7	市産品フェア等による 販路拡大支援の強化	受発注企業商談会 参加企業数	発注14社 受注25社	発注15社 受注33社	前年を上回る件数	経営支援課
		市産品フェア展示会 出展企業売上高	5.31%向上 (前年比)	8.83%向上 (前年比)	3%向上 (前年比)	産業振興課
8	市内企業との連携による 地域貢献活動の推進	地域貢献事業者 認定数	67事業者 (累計)	75事業者	95事業者 (累計)	経営支援課
9	創業支援の強化	起業人育成講座受講者数	23名	42名	前年を上回る人数	経営支援課
10	市街化調整区域の活用検討	「市街化調整区域における 流通業務等施設の建設に 関する基本方針」の 制度利用件数	0件 (累計)	0件	2件 (累計)	産業労働政策課

No.	重点プロジェクト	指 標	現状(2021年度)の数値	2022年度実績	2025年度 目標値	担当課
11	SKIPシティ活性化の推進	SKIPシティ未利用地の整備	未利用地の利活用基本計画の策定準備	C1街区施設基本設計完了及びC2街区整備優先交渉権者の特定	必要施設の整備完了	SKIPシティ整備室
12	人材採用機会の充実	働きやすいまちづくりパンフレット掲載企業数	—	18社	20社/年を維持	経営支援課
13	人材育成支援の強化	パワーアップセミナー参加企業数	19社	31社	前年を上回る企業数	経営支援課
14	女性活躍推進の支援	「女性の活躍・創業支援事業」にて開催した起業講座のうち講座終了後に交流会へ継続的に参加する者の数	13人	23人	前年を上回る人数	経営支援課
15	就労環境改善の支援	勤労福祉サービスセンターの会員数	10,620人	10,625人	前年を上回る人数	経営支援課
16	営農のための経営支援	明日の農業担い手育成塾入塾者数	—	0人	2人 (累計)	農政課
17	特産品のPR・商品開発	川口市花の文化展来場者数	0人 (コロナ禍のため未開催)	1,662人	3,300人	農政課
18	農・緑・住一体のまちづくり	市民農園区画数	795区画	820区画 (R4.3.31)	951区画	農政課
19	商店街の組織力強化の支援	商店街空き店舗活用事業補助金交付件数	1件	3件	16件 (累計)	産業振興課
20	商店街の集客支援	商店街コミュニティ活動事業補助金交付件数	13件	44件	50件	産業振興課
21	地域産業資源を活用した誘客事業の推進	地域資源活用事業補助金	4件	6件	12件	産業振興課
22	地域産業資源を活用した事業への支援	SKIPシティ国際Dシネマ映画祭ノミネート作品視聴者数(視聴回数)	8,465回	8,541回	前年度ノミネート作品視聴者数(視聴回数)を上回る数	産業労働政策課

## 報告事項（2）「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2023」の開催について

にーまるにーさん

### 1 趣 旨

本映画祭は、デジタルシネマをテーマとする世界で初めての国際映画祭で、平成16年から毎年開催し、今年で20回目の節目を迎える。

世界からデジタルの新たな表現の可能性を感じる作品を公募してノミネート作品を上映、さらに優秀作品を顕彰することで、次代を担うクリエイターを発掘するとともに、映像関連産業の発展に寄与することを目的として開催するもの。

この映画祭で入賞あるいはノミネートされた作品が海外の国際映画祭で上映され、優秀な成績を収める方や、国内の映画館で上映されるなど着実に成果を挙げており、今や世界中の映画関係者が注目する映画祭となっている。

今年もスクリーン上映に加え、昨年度に引き続きオンライン配信を実施する。

また、映画祭20周年・川口市制施行90周年を記念して埼玉県と共同で製作した映画をオープニング作品として上映予定である。

### 2 開催方式・時期

(1) スクリーン上映：令和5年7月15日(土)～7月23日(日)の9日間

(2) オンライン配信：令和5年7月22日(土)～7月26日(水)の5日間

※詳細は、映画祭公式ホームページにて公開中



### 3 会 場

SKIPシティ映像ホール（彩の国ビジュアルプラザ）

HDスタジオ（同上）

多目的ホール（埼玉県産業技術総合センター）

### 4 主な内容

(1) 国際コンペティション（国内作品を含む長編作品）

(2) 国内コンペティション（長編部門及び短編部門の2部門）

(3) その他

特別上映、特集企画、バリアフリー上映、カメラクレヨン、野外上映

### 5 交 通

JR川口駅より無料シャトルバス運行

上映チケット提示でSKIPシティ駐車場の駐車料金無料

## 報告事項（3）SKIPシティの利活用について

### 1 C街区の利活用について

令和4年4月に策定したSKIPシティ利活用基本計画に基づき、C街区のうち、C1街区（西側）には産業振興施設を、また、C2街区（東側）には商業施設を整備するもの。

#### （1）C1街区

ワンストップで各種産業支援を受けられるビジネスサポート機能及び市の産業の成り立ちを紹介するとともに次世代の就労者を創出する産業資料館等を整備する。

令和4年度	基本設計
令和5年度	実施設計
令和6年度～令和7年度	建設工事

#### （2）C2街区

事業用定期借地権を設定し、公募により決定した民間事業者の投資で、商業施設（物販・飲食）の整備・運営を行う。

令和5年2月	優先交渉権者として株式会社ヤオコーを決定
令和5年6月	基本協定の締結
令和5年9月	事業用定期借地権設定契約の締結

### 2 B街区

NHKが、（仮称）NHK川口施設を、東棟と西棟に分けて建設。国内最大級の1,000平方メートル相当のドラマスタジオを含む6つのスタジオが整備され、大河ドラマや朝の連続テレビ小説など、東京で制作されるNHKドラマを制作。

#### ○東棟

令和5年9月～令和8年3月 建設工事

※西棟は令和6年度に着工の見込み。



## 報告事項（４）若年者対象支援について

令和５年度から新たに、若者の市内定住と就労促進を目的とした奨学金返還支援と家賃補助を実施する。

### １ 支援内容

#### （１）中小企業従業員等奨学金返還支援補助金

- ・対象者 奨学金を返還している市内在住かつ在勤の  
30歳以下の正社員の方
  
- ・対象となる奨学金 川口市奨学資金貸付金  
日本学生支援機構奨学金  
埼玉県高等学校等奨学金  
地方公共団体の奨学資金で市長が認めるもの

#### （２）若年者定住就労促進家賃補助金

- ・対象者 市内の賃貸住宅に居住し、市内在勤の  
25歳以下の正社員の方
  
- ・補助対象経費 対象者本人が支払った賃貸住宅の家賃  
(駐車料・共益費・管理費等を除く)

### ２ 補助対象期間（奨学金・家賃共通）

補助金支給年度の前年の10月から翌年9月の1年間  
ただし、令和５年度は、令和５年4月から9月の6ヶ月間

### ３ 補助金額（奨学金・家賃共通）

年間6万円以内（一月当たり上限5千円）  
ただし、令和５年度は、補助対象期間が最大6ヶ月であることから、  
年間3万円以内

※奨学金返還支援は最長5年間、家賃補助は最長3年間支給

### ４ 申請および支給

申請：毎年10月～11月、支給：毎年12月

※申請および支給は1年ごと

## 報告事項（５）キャッシュレス決済によるポイント還元事業について

### 1 事業目的

物価高騰により落ち込んだ消費の回復やエネルギー・原材料費の高騰の影響を受ける市内中小事業者支援のため、民間キャッシュレス決済事業者を活用したポイント還元事業を実施するもの。

### 2 事業内容

- (1) 業者選定 公募によるプロポーザル方式
- (2) 還元総額 5億2,300万円相当のポイント  
(1ポイント=1円相当で利用可能)
- (3) 還元率 決済額の20%
- (4) 付与上限 2,000ポイント/回  
5,000ポイント/期間
- (5) 対象店舗 約4,300店舗
- (6) 利用者数 約30万人
- (7) 実施期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

### 3 予算の内訳

需用費	1,299千円
委託料	548,701千円
合計	550,000千円



## 報告事項（6）「川口市市産品フェア<sup>にーまるにーさん</sup>2023」の開催について

### 1 趣旨

「川口ブランド」といえる市内企業で製造・生産された「市産品」や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを広くPRすることで、市内中小企業の振興と地域経済活性化の一助になるものと考え、川口商工会議所や鳩ヶ谷商工会をはじめ、市内の産業支援機関や業種団体、金融機関と連携し、市産品を一堂に集めた展示会など、市内外の企業や市民、近隣自治体にPRし、市内企業の受注機会と販路の拡大を図るため開催する。

2 開催時期 令和5年10月27日（金）～29日（日）の3日間

3 会場 川口オートレース場内

### 4 実施内容

- (1) 市産品展示会
- (2) 緑化産業・飲食店舗コーナー
- (3) 産業団体等紹介コーナー
- (4) 障害者施設産品コーナー
- (5) 出展者プレゼンテーション（WEB）
- (6) 出展企業支援
- (7) 市外・県外産業団体等への積極的な招致活動
- (8) 技能フェスタ
- (9) 市制施行90周年記念ブース
- (10) 学生への就労支援

### 5 昨年度からの主な変更点

- (1) 会場が「SKIP シティ」から「川口オートレース場」に変更となる。
- (2) 市外・県外産業団体等へ担当職員が直接訪問し、来場誘致活動を実施。
- (3) 就労支援の一環として高校・大学（主に工業・技術系）に訪問し、学生への来場誘致活動を実施。
- (4) 出展企業の市外調達品目リストを作成し、出展者で共有する。

6 交通 川口駅・西川口駅・蕨駅・鳩ヶ谷駅より無料直通バス運行  
※会場に来場者駐車場はありません

7 主催 川口市・川口市市産品フェア実行委員会